

令和5年4月1日

鹿児島市タクシー準特定地域協議会  
鹿児島空港交通圏タクシー準特定地域協議会  
川薩交通圏タクシー準特定地域協議会  
鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会  
各協議会構成員様

鹿児島市タクシー準特定地域協議会  
会長 山下 春 洋 (公印略)  
鹿児島空港交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 川 東 千 尋 (公印略)  
川薩交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 上 村 健 一 (公印略)  
鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 岩 元 伸 二 (公印略)

令和5年度第1回「鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・  
鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会」の開催について（書面協議）

謹啓 貴殿ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当協議会の運営に対しましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、九州運輸局が「タクシーの公定幅運賃の変更要請」の公示を行いました。

現在、ここ鹿児島市はもとより県内全域で、下記のとおりタクシー運賃の変更申請・要請が行われております。

準特定地域では、タクシー運賃は公定幅運賃となっており、公定幅運賃を変更する場合は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第10条の5第1項の規定により協議会の意見を聞くことになっているところであります。

本来であれば、対面による協議を開催すべきところですが、日程調整が困難なことから書面による協議を開催することになった次第です。

つきましては、下記事項について書面による協議会といたしますので、別紙「協議会書面議決書」に意見を記載の上、意見取り纏めに関して、賛否の議決をお願いいたします。

## 記

### 1. 要請の概要

#### 【要請内容】

別紙のとおり

#### 【要請理由】

- ・ 要請している各事業者では、3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症により大幅な営業収入の低下（約30%～50%）と燃料費や諸物価の高騰により経営が圧迫されていることや乗務員の労働条件の改善のため、現在、公定幅運賃の変更要請を行っているものです。

## 2. 協議事項

- (1) 公定幅運賃の変更要請内容について
- (2) 加算距離数回分を初乗距離から控除する初乗距離短縮の指定の要否について

※加算距離数回分を初乗距離から控除する初乗距離短縮に関する説明

現行の普通車の上限運賃では、初乗運賃 1.3 km 640 円 加算運賃 181m 50 円となっています。(加算距離数回分を初乗距離から控除するとは)

仮に控除する加算距離の回数を 2 回とした場合、 $181\text{m} \times 2 \text{ 回} = 362\text{m}$  50 円  $\times 2 \text{ 回} = 100$  円分を控除することになります。

よって、 $1300\text{m} - 362\text{m} = 938\text{m}$  640 円  $- 100$  円  $= 520$  円が初乗運賃になるということです。

## 3. 議案

意見の取り纏めについて

各委員の意見を協議会事務局にて意見集約を行い、九州運輸局長へ意見の提出を行う。

(後日、各委員へ意見結果を報告する予定。)

## 4. 締め切り

令和 5 年 4 月 20 日 (木) まで (必着)

【問い合わせ先】 一般社団法人鹿児島県タクシー協会 (担当: 山口)

TEL 099-222-3255 FAX 099-222-3653